

## 障害者基幹相談支援センター運営業務に係る受託候補者の選定について

## 1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行い、障害者に関する相談支援体制の充実を図る。また、事業所設置区における障害者等に関する相談支援の中核的機関として、地域の相談支援の拠点としての役割を果たし、必要に応じて障害福祉サービス事業者等との連携を行う。

## 2 業務実施概要

## (1) 実施箇所

安芸区

## (2) 実施方法

社会福祉法人等への委託による。

## (3) 業務の概要

相応の経験を有する相談支援専門員 2 名を常勤専従で配置するとともに、相応の専門性を有し、地域で暮らす障害者に対応できる相応の実務経験を有する者 1 名を地域体制整備コーディネーターとして配置し、次に定める業務を行う。

ア 総合的な相談支援の実施

イ 地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

ウ 障害者虐待の防止・再発防止支援

エ 成年後見制度や障害者差別解消法の合理的配慮等についての普及・啓発

オ サービス等利用計画を使用した災害後の生活支援の運用及び避難行動要支援者避難制度への協力

カ 広島市障害者自立支援協議会の運営等

キ 地域生活支援拠点運営業務

ク 重層的体制整備事業を通じた包括的支援体制への参画の取組

## 3 業務委託先の選定

## (1) 基本仕様書

(別紙 1) のとおり

## (2) 応募資格

令和 5 年 1 2 月 1 日現在、安芸区において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 4 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第 2 4 条の 2 8 第 1 項に規定する障害児相談支援事業者（以下これらを合わせて「指定一般相談支援事業者等」という。）いずれかの指定を受けている事業所を運営する法人等への委託による。

## 【理由】

指定一般相談支援事業者等が、従前から構築してきた専門職のネットワークを基軸として、地域における障害者の支援体制を構築することが、障害者基幹相談支援センター運営業務の効率的かつ効果的な運営に資すると考えられることから、指定一般相談支援事業者等を受託する法人に業務を委託する。

### (3) 受託候補者特定基準

広島市障害者基幹相談支援センター運営業務受託候補者特定基準※（別紙2）のとおり。

※令和5年度第3回広島市障害者自立支援協議会において、応募事業者から提出された企画提案書及びヒアリングを行い、同協議会委員により、この基準に基づく企画提案内容の評価を行い、その結果を踏まえて障害者相談支援業務プロポーザル審査委員会が受託候補者を特定する。

### (4) スケジュール

日付	内容
令和5年12月25日(月)	障害者基幹相談支援センター運営業務委託事業者募集要項の配布・応募受付開始
令和6年 1月22日(月)	応募受付の締切
2月 1日(木)	令和5年度第3回広島市障害者自立支援協議会 ・ 応募事業者からのヒアリング ・ 協議会委員による応募事業者の評価 障害者相談支援業務プロポーザル審査委員会 ・ 受託候補者の特定
2月中旬	選考結果通知の発送
	引継ぎ
令和6年 4月 1日(月)	契約締結、障害者基幹相談支援センター運営業務の開始